

第三帝国の「共同体異分子」弾圧と人種主義

—利己的動機からの密告による間接的体制支持—

文学研究科社会学専攻博士前期課程修了

五十嵐 惠

Megumi Igarasi

- I. はじめに
- II. 人種主義
- III. 一般国民の密告
- IV. 統制と密告の関連性
- V. おわりに

I. はじめに

1945年5月8日、12年に及ぶ第三帝国¹は崩壊した。ユダヤ人以外の「共同体異分子」²とされた人々に対するホロコーストは戦後長らく注目されてこなかった。これは、ホロコーストを反ユダヤ主義イデオロギーに起因するものとする全体主義論が中心だったためである。

しかし、研究の進展はホロコーストに対する責任範囲を拡大し、近年では「国防軍の犯罪」展などからドイツ国民の責任も問われるようになった。20世紀のジェノサイドとユダヤ人大量殺戮との相違の研究も、1990年代以降拡大している。植民地主義とナチズムの連続性に関しては、ハンナ・アーレント等が指摘していたが³、従来注目されてこなかった。

こうした中で、ロバート・ジェラテリーは、日常生活史の観点から、ドイツ国民が残虐行為の事実を知っており、かつ人種主義由来ではない密告が横行したと論じている⁴。

反ユダヤ主義は人種主義イデオロギーに由来するというのが一般的なテーゼであるが、ジェラテリーによると、密告は利己的動機によるものが多いという。本論文では、密告において住民が受けるメリットは何か。また抑圧の存在について先行研究の統計資料を基に、密告とホロコーストの関係性を考察する。

1、ナチズム・ホロコースト研究

ナチズム研究においては、主に5つの時期に区分される。

第一期が戦後から1960年代にかけてであり、冷戦の影響下、全体主義論の解釈が主流であった。ここではヒトラーやナチ党指導部の思想を中心に研究された。第二期は連合国に押収されていた文書が西独に返還され、実証研究が本格化しはじめた1960年代後半である。近代化論が台頭し、経済復興や民主主義の研究が行われた。第三期は、1970年代以降、社会史勃興の時期である。政治、経済や構造、機能を中心とする研究が行われた⁵。第四期は、1986年の歴史家論争に端を発するホロコースト比較研究の是非を巡る時期である。この時「歴史修正主義者」が勢力を増した。最後は1990年代半ばのゴールドハーゲン論争から現在に至る時期である。「ふつうのドイツ人」の戦争責任、ドイツ帝国期の植民地との比較、大量虐殺被害者の記憶を巡る研究などに取り組むようになっていく。

ホロコーストに関する、最初の体系的な研究はラウル・ヒルバーグ『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』である。1960年代に出版された包括的なホロコースト研究として必読の書となっている。また、体系的に研究した書としてG・アリーの『最終解決』がある。本格的な研究は、70年代に映画『ホロコースト』が上映されてからである。当時はナチ時代、党員あるいはSS隊員等だったことで家族から糾弾されるケースもあった。日常生活史の進展に伴い、集合体としてのドイツ国民ではなく、一人一人の責任が問われるようになった。

2、ジェノサイド

(1)定義

最近のホロコースト研究では、ジェノサイドの枠組みで比較研究が行われている。

ジェノサイドは民族浄化、虐殺と同一視されることも多いが、必ずしも抹殺を伴うわけではない。ジェノサイド関与者は恣意的に対象集団を規定する。ナチ体制下では、ユダヤ人へ様々な定義がなされ、大量殺戮を行う根拠とされた。「反社会的分子」には、出自の異なる集団をひとまとめにした。ジェノサイド関与者は既存の集団の破壊を企図するのみならず、破壊すべき集団の範疇をも創出する。この手法は敵と内通する危険分子を駆逐するために戦時下で利用された。石田勇治は国際法上で除外されるこうした集団もジェノサイドとして捉える。植民地主義のように集団の破壊を意図せずともジェノサイドと考える研究者もいる。本稿でもジェノサイドを広い幅で考察する。

石田によると、ジェノサイド研究の論点は8つである。本稿における問題意識と合致する2点を引用する。

- ①実行者は所与の集団を破壊するかに見えて、実際はしばしば恣意的に破壊対象集団を定義・設定する。

②ジェノサイドの進行につれて、当初は傍観していた人びとが協力者・加害者に転じ、それとともに受益のネットワークというべき繋がりが形成される。

第三帝国下の大量殺戮においては所与の集団が対象とされたのではなく、ナチスによって作られた集団が対象とされ、殺戮の実行には、多くの一般市民が関わった。

ユダヤ人を排除した結果、そのポストをかすめ取るなど「異分子」を排除することによる受益者が社会の各層に多数存在した。ジェノサイドを構案した権力エリート、科学者や知識人等により、大量殺戮のシステムが確立した⁶と石田は指摘する。

3、方法論

ここ 30-40 年間、歴史学は「底辺から」つまり国家や政党の歴史において無視されてきた大多数の民衆の経験を再構成することに、取り組むようになった⁷。

村瀬興雄が指摘する通り、日常生活史の研究は、「社会構成史本位の第三帝国観に、一定の修正を要求する」結果を生んだ⁸。第三帝国下の画一政策は不徹底であり、反ユダヤ主義は民衆間に浸透せず、多元支配であった。民衆生活の建前と現実には乖離と矛盾が存在した。村瀬は「民衆はしぶとく日常生活上の利害を主張し、したたかな生活ぶりを示した。」という。定説よりも遥かに多くの自由が残っていたというのが日常生活史の見解である⁹。

ジェラテリーは、日常生活史の見解に基づき、ドイツ国民が密告を通じて第三帝国を積極的に支持したと指摘し、密告は人種主義由来ではなく、利己的な動機によって人種主義政策が行われたことを明らかにした。

本稿では、ジェラテリーによる密告研究を中心に、ユダヤ人、他人種、ドイツ人各々の密告の状況について論じる。法的背景と、実際の事件を取り上げ、統計との比較から、第三帝国の人種主義は密告にはさほど影響していなかったことを証明する。

密告者の利点、国家による強制の存在を考慮した上で、市民のナチ体制支持は自発的に行われたといえるのか考察する。

II 人種主義

1、 欧米の人種主義

人種主義は中世から現代にかけて台頭し、人種主義政策としては衰退したが、今もなお存在し続けている。

本項では人種主義の定義について説明する。フレドリクソンによると人種主義の目標は自然の原理を反映したように見える「人種秩序」の構築である¹⁰。

石田勇治は西欧列強の植民地獲得とともに形成され、進化論の影響を受けて発展した「20世紀に世界中に広まった統合と排除の思考原理」と定義する¹¹。

人種に基づき人々を不平等に扱うことが官僚化され、制度化されると、人種主義は近代化される。ホロコーストは近代的な官僚的手法と先進技術に依存していた¹²。

油井大三郎は、米比戦争でのフィリピン人虐殺で虐殺相手の非人間化が行われたという。現地米軍ではフィリピン人を「ニガー」「グーク」と呼ぶことで、残虐行為に対する自制心が失われていった。虐殺では相手を非人間化することが常套手段として用いられる¹³。殺戮者を研究したブラウニングは、戦争と人種主義は相互に補強しあうと述べ、「他者を非人間化することは、殺戮を容易にする冷淡な心理状態に計り知れないほど役立った」と分析する。

またドイツの反ユダヤ主義は特殊なものではなかったと竹沢尚一郎は主張する。

「人種主義人類学こそ、近代に固有のこの奇妙な構築物の不可欠の要素だった」¹⁴と竹沢は総括している。さらに竹沢は「その究極の形態がナチス・ドイツのファシスト全体主義であったにしても、他の西洋の植民地帝国も多かれ少なかれ排他的で人種主義的な「全体主義」に染められていたのであり、ここに近代世界の持つ根本的危機が存在していた」とアーレントの議論をまとめている¹⁵。

ドイツによるソ連とポーランドに対する戦争は、人類史上最大級の植民地戦争であった¹⁶。植民地戦争という点を踏まえ、ナチ体制下の対東欧政策について絶滅戦争、占領政策、ジェノサイドという観点から整理すると2つの構想が浮上する。第一に、ナチ体制下の政治とイデオロギーを連結する上での人種主義である。第二には、「絶滅の経済学」を伴う広域空間開発政策である。空間と人種という概念は、植民地主義の中心的概念であり、植民地主義とナチ体制下の膨張政策は本質的に類似しているとツインメラーはいう¹⁷。

植民地主義とホロコーストには類似性が見られること、人種主義は植民地主義を正当化するために用いられてきたことの二点から、筆者はアーレントがホロコーストを植民地主義の一部としてとらえ、近代化が生み出した諸問題の1つとしてジェノサイドの問題を普遍的に考えることに同意する。

バーリーとヴィッパーマンによれば、ドイツにおける人種イデオロギー形成の系譜は大きく3つに分かれる。(1)人種人類学、(2)人種衛生学、(3)人種論的反ユダヤ主義である。

人種論の創始者とされた学者は、総じてみな特別な差別意識を持っていたというわけではなく、強い差別意識を持つ後世の学者によって理論的枠組みが利用されたというのが、人種衛生学の系譜であるといえる。

人種差別はナチ・イデオロギーの核心だった。第三帝国の社会政策を形成し、戦時の占領地域における残虐な行動や、ホロコーストという惨劇を導いたのである。

ナチは他人種に対するアーリア人種の優越を信じ、スラブ民族、ロマ、黒人などを劣等民族とみな

し、最も劣等で危険な民族がユダヤ人であると規定した¹⁸。

ベーレンバウムによれば 1933 年に強制断種が合法化され、翌年一月から実施された。その後、この計画により 20 万人以上が断種手術を施された。初期の標的は「ラインラントの私生児たち」¹⁹と呼ばれた人びとだった。

ナチズムの下では人種差別に基づく優生学が政策として実践された。

優生学的処置には消極的処置の他に積極的処置があった。児童手当の創設、労働者階級への教育の機会均等といった福祉政策が挙げられる。しかし、問題は全て人種論の視点からの計画という点である。ドイツ人でも価値低き者は社会政策の恩恵から排除されている²⁰。筆者はここに第三帝国下の弾圧を人種主義と括ることの矛盾を感じる。

また、ドイツ民族の生活圏構想は『わが闘争』における「生存圏」概念に結びついている。下図にまとめられるヒトラーの差別認識構造に対して、批判地政学が提起している視点の 1 つに、エドワード・サイードが『オリエンタリズム』で示した他者認識に対する告発がある²¹。

ヒトラーの人種観は「血」に基づく生来的なものと考えられた点では人種主義の範疇かもしれない。しかし、サイードの他者認識に対する構造という枠組みの方が本質を捉えているのではないか。表 1 は曾村保信がサイードの枠組みで、ヒトラーの差別認識を分類したものである。

表 1 ヒトラーの差別認識の特徴

自己認識	他者認識
自称「われわれ」	他称「彼ら」
仲間、友人、市民	部外者、異端者、外国人
アーリアン、ドイツ国民	ユダヤ的ボルシェビキズム
伝統的で組織的な魂と社会に根ざしたもの	根こぎ、いかなる魂もない、他国の「寄生者」
「国民指導者」としての農村社会の確認されたイメージ	近代的・都市的生活の連合体
美しく健康的な、純粋に人種的な民族共同体	不吉な雑種の汚れた危険なもの連合体

出典：浦野起央『地政学と国際戦略-新しい安全保障の枠組みに向けて』三和書籍、2006 年、96 頁。および Zeitschrift für Geopolitik, Jan. 1934. 曾村保信『地政学入門』中央公論社、1984 年、102 頁参照。

このように、「自己」つまり「民族同胞」と「他者」つまり「共同体異分子」を規定したわけだが、矢野久によると「共同体異分子」には、

(1)ユダヤ人、シンティ・ロマ（ジプシー）

(2)共産黨員、政治的に活動的な社会民主黨員や労働組員、稀に民主主義者など異なる政治的思想を持つもの

- (3)抵抗を指導した新教と旧教の聖職者や信徒、セクト。「エホバの証人」の一員。
- (4)乞食、浮浪者、売春婦とそのヒモ、「労働忌避者」、アルコール依存症などの「反社会的分子」
- (5)ホモ・セクシュアル

が指名された。

民族共同体の成員「民族同胞」には特定の基準に適合することが求められた。まずアーリア人であること、遺伝的に健康であること、社会活動が可能であること、政治的、イデオロギー的に信頼できることなどが期待された。なお、最後の条件は消極的服従ではなく、ナチ機関に積極的に参加し、常に忠誠を表明することが求められていた²²。

2、 人種主義立法の生成過程

ここまでは、主に学問的な系譜を見てきた。本項では第三帝国において政策としての人種主義立法がいかんにして生まれたのか、その生成過程を人種別に論じる。

(1)ユダヤ人

1933年4月7日、最初の反ユダヤ法が制定された。ジェラテリーによれば「専門的官職再興法」²³と名付けられたこの法律は官職全てを包含し、甚大な影響を及ぼした。

1935年、反ユダヤ主義的立法の中心となる2つの法令が公布され、ユダヤ人は公民権を剥奪されることになった。「ドイツ人の血と名誉を守るための法」「帝国市民法」である。この法律によりアーリア人だけが公民権、政治的権利を享受でき、ユダヤ人の権利は認められなくなった²⁴。

「ニュルンベルク諸法」として知られるこの2つの法律によって「ドイツ人の血と名誉を守る」ために、ユダヤ人は「ドイツ人あるいは同系統の血筋を持つ市民」との結婚を禁止された。ユダヤ人と「アーリア人」の性的関係も禁じられ、国旗の掲揚も禁じられた。また45歳以下の女性はユダヤ人の家での労働を禁じられ、史上初めてユダヤ人は宗教的信条や慣習によってではなく、人種的特質によって迫害を受けることになったのである²⁵。

ウィリアム・カーによるとユダヤ人は経済の分野においても差別された。彼は「ユダヤ人を排除した」経済を目指す差別的法令が次々に出されたという。こうした法律は1938年の水晶の夜以降本格化した。ユダヤ人に商取引、店舗の設置、事業経営が禁止され、商店・企業・不動産は「アーリア化」された。反ユダヤ主義法が乱発したのは1942年だが、戦争が始まる頃にはユダヤ人排除の下地は形成されていたのである²⁶。

徐々に排除され、虐殺の際には「ふつうのドイツ人」と隔離されていたことが、戦時という状況と相まって特に大きな反対もなく、大量殺戮へと進行した理由の1つであると考えられる。

栗原優は、立法を中心とする「上からの反ユダヤ主義」の他に、「下からの反ユダヤ主義」の重要

性を指摘している²⁷。

(2) ロマ

ロマは北インドのパンジャブ地方から15世紀末にヨーロッパに到着した。移住の過程でキリスト教化したが、彼らの容貌、言語、習慣、放浪生活などから他の住民とかけ離れているとして、激しい迫害を受けてきた。19世紀には目に見えた迫害は消滅したが、平等な市民としては扱われなかった。既に1933年以前にロマに対する法律は制定され、迫害は行われていた。

ロマに対する政策は、対ユダヤ人政策と同じく不安定で無原則なものだった。約3万人と少数であり、人種的脅威とはみなされなかった²⁸。だが、「ジプシー」問題は直ちに政府の人種政策に取り入れられている。1933年7月14日の「遺伝的疾患を持つ子孫を予防するための法」、同年11月24日に制定された「危険な常習犯罪者に対する法」によってである。これらの法律によりロマというだけで断種された²⁹。ニュルンベルク法も適用された。

1938年12月、ヒムラーは「ジプシーの災害との闘争に関する法令」³⁰を布告し、人種的隔離と混血防止、生活状況の規制を行った。1941、42年になるとドイツ領内のユダヤ人と同様に扱われ、1943年にはジプシー収容所が設立され、弾圧がユダヤ人と同レベルまで強化された。1939年にドイツで生活していたロマ3万人のうち5000人のみが戦後生存した。ロマ全体で推定50万人が犠牲になった³¹。

ノークスは、ロマが「民族共同体」に適合しない理由を、非アーリア人であること³²と、「反社会的」行動によるとした。ロマ民族には、市民のイニシアチブともいえる事例が数多く見られる。

佐野誠は、安楽死計画について、「それは同時に「生殖細胞」から「胎児」、そして「人間」そのものへの攻撃という過程でもある」と分析する。ユダヤ人大虐殺との相違は、ヒトラーがその優秀性を賞賛した民族同胞に対して殺害がなされたという点であり、これはナチの矛盾として指摘すべき、最重要事項の1つであろうと彼は述べている³³。

1934年から45年までに、22万人から25万人の男女が断種され、100名近い者が手術の結果死亡している。この新しい処置は世論の消極的支持をうけたものと思われる³⁴。

3、住民と警察機構の関係

ゲシュタポの規模であるが、1939年のデータを見ると諜報員2万人、情報提供者10万人の陣営であった。最大規模時の1943年には、局員45000人、連絡員60000人、情報提供者10万人となっている。この人員を持ってしても、戦争開始後、占領地域に活動範囲が広がると、万能のゲシュタポといえるほど監視の目は行き渡っていなかったという³⁵。例えば、1937年のデュッセルドルフでは住民50万人に対して局員は126名、エッセンでは65万人に対し43名、メンヘングラートバッハでは14名、ほとんどの街に局員は1人で、1人もいない街もあった³⁶。ゲシュタポ組織の弱体な状況を助けたの

が、密告であった。

矢野久は、警察と社会との関係こそナチ支配を考察するのに必要な作業であると指摘し、「警察を核にしてナチスの住民支配の特質を明らかにするには、人びとの抵抗あるいは統合、体制側の支配・抑圧技術と統合・操作手段に照準を当てること、具体的には秘密国家警察＝ゲシュタポの暴力の現実の構造・過程・作用を分析すること」が重要であると述べている³⁷。治安警察、通常警察はナチスの権力機構の一環として存在し、支配・暴力の実践においてより直接的な役割を果たした。

ポイカートは、警察国家の統制下において、批判は噂など目立たない形で表れ、隣人、友人、親戚との会話等の日常的な私的ルートを通じて行われたと述べる。批判にナチが敏感であったことは1934年10月のゲシュタポの民情報告に表れている。住民は、公然たる批判は密告やスパイの恐れから、集会などの恣意的行動を起こさないが、不満は蔓延している。この不満が最後には国家と運動に敵対する危険がある³⁸とゲシュタポは認識していた。

一方、ゲルハルト・ヴィルケはナチが村民の賛同を得ていたことについて、ナチは見事に村民に「この政府は雇用を増加し、貧困を減少させることができる」と信じさせた。旧世代の村民の多くが反体制の立場をとったが、多くの村民は30年代中期の愛国的幸福感に陶醉していたと述べる³⁹。

ジェラテリーはゲシュタポが「普通の市民」に与える影響について、ゲシュタポの日常の活動が「普通の市民」にいかにか影響したかについての研究は、さほど多くはないと述べた。その上で、ゲシュタポは多くの密告が法廷に送るに値しない無根拠のものであっても、立件にこぎつけようとしたという。彼によれば、ヴュルツブルクの些細な密告例の研究は、ゲシュタポが扱った密告件数の20パーセントしか法廷に送られなかったことを主張している。法廷はこのうち75パーセントを証拠不十分として処理した。効率性という点でいえば、決してよくなかったことがいえる。だが、ジェラテリーは、ゲシュタポの効率性を評価にする際には、「世論を左右し、味方につけ、住民の少なくとも一部に恐怖感を植え付けるという意味での政治的・宣伝的成功も考慮に入れなければならない」と指摘している⁴⁰。

しかし、ジェラテリーは結論部において、普通の市民が利己的な理由で密告を行ったことから、ドイツ国民は密告によって積極的に独裁制を支持したと述べている⁴¹。

Ⅲ 一般国民の密告

本章では、政府の弾圧に対する市民の貢献の一例として密告を取り上げる。

密告を中心テーマとして取り上げ、第三帝国内の市民の動向を探ったのは、ロバート・ジェラテリーである。彼は新聞記事を根拠に、市民がホロコーストを知ることができる状況にあったと主張し、その上での積極的な密告を踏まえ、ドイツ市民はナチ政権を支持したと述べた。リヒャルト・グルンベルガーは、当時台頭しはじめた社会史の一部として密告を取り上げた。フランク・パヨールは「反

ユダヤ主義から良心のやましきへ」において、「民意」の変遷を研究している。その中で彼は密告を挙げている。

バヨールによれば、第三帝国は自立した世論の存在する社会ではなかったが、第三帝国は「民意」に十分配慮した、社会的合意の形成に基づく「同意の独裁」であったという。外交政策、経済政策、軍事での「成果」から多数の同意をもたらし、1940年頃頂点に達したと彼はみている。また、「同意の独裁」は「他者」迫害に対して一方で強制と抑圧、他方で市民の積極的関与という相互作用する2つの面をもつ⁴²。

国家や警察への情報提供は、第三帝国では市民の義務・権利であり最重要な貢献とされた。法令違反を当局に通報することで、市民はナチ・イデオロギーの実現に関与し、独裁制を機能させた。彼はまた、密告は抵抗運動に壊滅的影響を与えたという。一般市民が警察を補助したため、団結することが非常に困難であった⁴³。

事件記録から警察機関による事件の摘発は少数であったと判明する、とジェラテリーは指摘する。記録された密告の多くは根拠がなく、大量の事件が放置されたと推論する。政権は「民族共同体」の理想と完全に矛盾する密告の内容に驚愕し続けた⁴⁴。

ポイカートによれば、告発の多くが個人的問題を解決する意図をもっていたことは推測できる。動機は、24%が体制への忠誠心で、37%が個人的紛争を解決するためのものであり、残りは動機が不明であった。

グルンベルガーによれば、「ナチ運動と国家に対する真摯な関心に促される総ての党员と民族同胞はとがめられる危険を犯すことなく総統又は本職に通報することができる」がゆえに、密告が殺到したので、まもなく情報提供者に対しやむをえず匿名放棄を求めた。当局は虚偽の情報や膨大な通報量に悩まされた。彼はまた、密告は市民への士気高揚の訴えの結果であった場合も多いという。密告の影響状況を測るのは困難である。彼が指標として挙げているのは、1933年と1934年の法廷への立証不十分な提訴数であり、そこから2つの推理が導かれるとしている。1つは、第三帝国では多くのドイツ人が無償で、反復的に隣人や同僚の監視に自主的な協力を行うことに満足すべき根拠を発見したこと、もう1つは、膨大で不確定な情報であるが故にその評価作業が著しく苦勞を要するものであったことである⁴⁵。

1、 ユダヤ人に対する密告

ジェラテリーによると、大学では反ユダヤ主義に傾注していたドイツ人大学生が、多様な手段を用いてユダヤ人学生や教授の迫害を開始した。一部地方では、世情の変化を利用して以前から憎く思った相手に苦情の手紙を出すなどした。こうした行為はドイツ人の大学生・教授の入学率・就職率の上昇に繋がり、ナチス人気につながった。

また当時の報道状況に関して「ドイツ人たちが個人的に反ユダヤ主義を目撃しないとしても、どの新聞を広げても反ユダヤ主義についてたくさんの記事を読むことができた」と指摘する。また、ドイツの新聞はユダヤ人についての否定的な記事で溢れていたのだから、それを知らないはずはないと国民の認識状況を述べた⁴⁶。

1934年にユダヤ人であるがゆえに、年金付き退職を強制された元教諭のエルンスト・レーヴェンベルクは回想録に次のように書いている。

同僚は住居を変え、別の地区に引っ越した。彼に対して告発が繰り返しなされたからだった—ハーケンクロイツの旗が小さ過ぎるとか—あるいは彼が旗を一時間も早く降ろしたとか—あるいは(旅行に出ている)全く旗を掲げていなかったとか、といったものだった。

ツィンドラ氏(リヒトヴァルク校長)は在職している同僚たちに報告を求め、それは党経由で当局に送られた。このためEは年金付きで退職した。

当然この出来事はさらにいっそうの用心深さが必要であるとの結果を招いた。

ハーケンクロイツの旗を掲げることは、ドイツ国民の義務であった。この例では、ドイツ国民の義務を果たしていないとして密告が相次いだ。

公務員の場合、民主的な傾向にあっても、ユダヤ人の社会的孤立化は急速に進んだ⁴⁷。

増え続けるユダヤ人への圧迫に対し、多くの人々は諦観し嫌がらせに耐えた。経済的に余裕のある少数の人々は亡命したが、ほとんどのユダヤ人はドイツで生活していた。だが、ナチスが押し通したことを皆が皆甘受したわけではなかった。1935年9月11日、ハンブルクの一専門医が、校長に当てた手紙では、自主退学させる旨を伝えている。

校長ツィンドラは、「この書簡の調子と、ユダヤ人の団結を指摘したくんだり、気になって」この手紙を当局に転送した。フォックとライマーはこうした職務を利用した密告は日常のことであったと指摘している⁴⁸。この医師と家族の結末は描かれていない。

1933年以降のユダヤ人迫害とその政治的烙印によって非ユダヤ人の側が素直に態度を順応させただけではなかった。多数の「国民同胞」は自らの利益を迫害過程の中に持ち込み、進行を根本的に速めた、とパヨールは述べる。蹴落とすための密告が相次いだ。

1933年以前であれば密告は密告者自身に跳ね返るか、問題にならなかったかもしれない。だが、1933年以後は大規模な調査が開始され、それは密告者に甘い蜜をもたらした場合もある。パヨールによれば、1933年以降、ナチの迫害関係機関は密告の洪水で溢れたために、大量のつまらぬいざごぎや隣人とのもめ事に巻き込まれるのを恐れたという⁴⁹。

ジェラテリーによる以下の表によると、住民からの密告は約60%を占めていた。また、ジョンソンの表によれば、密告相手との関係は隣人がトップであった。しかし、ジョンソンは動機については、

ゲシュタポの記録と裁判記録には食い違いが生じていることを表で明らかにしている。裁判記録にみる密告者との関係は、隣人、知人、他人に主に分類されているため、ゲシュタポほど詳細が記載されていなかったのではないかと推測できる。

しかし動機に関しては、ゲシュタポの扱った事件の動機で首位を占めるのは政治的信念によるもので35%ある。23%が不明、経済的動機19%、隣人との諍い12%と続く。一方のケルン特別裁判所の記録によれば、隣人トラブルが38%で首位となり、以降政治的信念23%、他15%となり、男女関係、経済的動機、不明がそれぞれ8%である。

一見矛盾に見えるこの差は、ゲシュタポが動機を重視しなかったことを踏まえ、不明となった23%の密告が少なくとも政治的信念によるものではなかったと考えれば、大筋の説明はつく。ナチ・イデオロギーの浸透を望んだ政権や警察は、仮に政治的信念による密告であると考えれば、そう記載したであろう。実際には、密告は個人的利害に基づくものが多く、相手を陥れようとする密告も多かった。ここから、市民はイデオロギーを利用したといえる。

表2 ユダヤ人にたいする強制的な社会的隔離件数
(ゲシュタポ事件ファイル、ウンターフランケン地方、1933-1945)

情報の出所	事件数	%
1. 住民からの報告	123	59
2. 他の警察組織からの情報	8	4
3. ゲシュタポとスパイの観察	1	0
4. 市町村または国家当局を介した情報	0	0
5. 尋問からの情報	26	12
6. 営業主からの情報	1	0
7. ナチ党、ナチ組織、ナチ党員を介した情報	27	13
8. 出所不明	24	12
合計	210	100

出所: Gellately, *op. cit.* *Backing Hitler*, p. 134. 前掲『ヒトラーを支持したドイツ国民』160頁。StAW: ゲシュタポ事件ファイル

表3 Relationship of denouncers to Accused Jews and Motives for Denunciations in Krefeld Gestapo and Cologne Special Court Cases, 1933-1939

	KREFEKD	COLOGNE
RELATIONSHIP		
Neighbor	15%	54%
Former lover	15	-
Acquaintance	8	15
Coworker	4	-
Employee	4	-
In-law	4	-
Stranger	-	15
Other	8	8
Unknown	42	8
MOTIVE		
Neighborhood quarrel	12	38
Lovers' quarrel	8	8
Political conviction	35	23
Economic motives	19	8
Other	4	15
Unknown	23	8

出典: Eric A. Johnson, *Nazi Terror--the Gestapo, Jews and Ordinary Germans*. Basic books, 2000, p.155.

2. 他の人種に対する密告

(1) ポーランド人

ヒムラーは、1940年3月8日、ゲシュタポ宛にポーランド人取り扱いの指導要綱を送った。ポーラン

ド人に対して「ドイツ滞在中にポーランド男女民間労働者が守るべき規則」9か条が与えられた⁵⁰。

また、ポーランド人にも絶滅計画が存在したとジェラテリーはいう。1940年作成された「東部全般計画」は「ポーランド問題の解決」を求め、ドイツ人植民地域からポーランド人の80-85%を移動させ、2000万人ばかりの「人種的に好ましからざる者」を30年かけ、東方に移送する見通しを立てていた。この計画は後にジェノサイドに改訂された⁵¹。

ポーランド人に対する密告研究では、ゲシュタポファイルを元に研究を行っている。

ポーランド人の場合においても、個人的争いや隣人との口論はしばしば密告の動機となったとジェラテリーは述べている。また、少数ながらポーランド人同士の密告も存在したという⁵²。ポーランド人に対する密告は主に、「禁じられた接触」すなわちドイツ人女性とポーランド人男性の男女関係であった。逆のパターンはあまり見られない⁵³。また、農村部で妊娠すると密告から逃れられなかった。ある例では出産後に男女ともラーフェンスブリュック強制収容所に送られた。彼によれば、既婚の場合は、夫に判断が委ねられることも多かった。「もし夫が許す場合は、6ヶ月の強制収容所、うち1週間は過酷なあつかいとし、夫が許さない場合は1年半の強制収容所送り」にされたという⁵⁴。

「禁じられた接触」に関しては、見せしめのため、強制的にポーランド人は処刑に立ち会うこととなった。双方合意の上の接触の場合、ドイツ人女性に対しても処刑を求める声が多かったという。ジェラテリーは、残存する民情報告をもとに、処刑に対するドイツ人の反応は、主に肯定的であったと述べている⁵⁵。

だが、こうした密告の存在は多くのドイツ人女性が公式に禁じられ、また厳罰を科したにもかかわらず、無視してポーランド人労働者との関係を持ち続けたことをも証明しているとジェラテリーは示唆し、ドイツ人の多様性を主張している。

ジェラテリーによると住民の密告はユダヤ人の時より減少して、ウンターフランケン地方で48%、ライン＝ルール地方で46%、プファルツ地方で54%と、約半数となっている。ポーランド人の場合、他の監視機関の情報も21%、14%と侮れない情報源となっている。

ユダヤ人の場合と同様、不明の場合に関しては、匿名の密告である可能性が高い。

この調査結果について、ジェラテリーは、国家、地方当局の関与の少なさに言及している。当局の情報のほとんどが郵便局発であった地方もあるという⁵⁶。検閲の有効性が垣間見えるのではないか。

(2) ロマ民族

ロマ民族フィロメナ・フランツの父親は「ハイル・ヒットラー」の挨拶に対し、「ごきげんよう」と返答したことを密告されたことで、逮捕され収容された⁵⁷。

この事例ではロマ民族であることに加え、不敬罪が適用されているため、ロマ民族に対する密告としては扱えない。またロマ民族に対する密告の研究はジェラテリーもジョンソンも行っていない。密告の研究はゲシュタポ文書や裁判記録をもとに、地域単位を中心に行われているため、ロマ民族は母

数が少数であり統計化しづらいことが原因として考えられる。ロマ民族の研究は、日本では金子マーティンや千葉三千子、海外ではローゼ・ロマニなどが行っている。

3. ドイツ人同士の密告

(1)ラジオ放送傍受

1939年9月1日に「ラジオ特別措置令」が出された。これは外国放送を聞くことを禁じたもので、この措置は私生活を監視するが故に重要である。ジェラテリーによれば発効後の4ヶ月でゲシュタポは1100人以上を逮捕し、次の半年では2197人に増加したという⁵⁸。

ドイツ全土が密告の雰囲気包まれていた。それは市民の協力の産物だったが、熱狂的な人種主義や、忠誠心からでないものもあった。ポイカートによると、密告は、工場の仕事仲間の紛争や諍いにも入り込んだ。解雇された従業員は復讐のためゲシュタポに密告する誘惑に駆られた。ある人びとは罪を隠すために、あるいは仕事を辞めたくて、上司を面倒な目にあわせようとした。多くの告発がしばしば明確な利用行為であるのに、警察は真剣に取り上げ長期にわたって徹底的に追及した。ドイツ人同士の密告は友人、知人の間でも起きた。彼はまた、ある執達吏は、前線の出来事についての「話しぶり」が、外国放送のニュースを聞いているに「ちがいない」と思われたせいで、密告されたという⁵⁹。

だがジョンソンによれば、警察官、軍人、ナチ党職員でさえもBBCや他の外国放送のドイツ語版を聞いていたという。外国ラジオ放送を聞くことは当時の国民に浸透していた。それゆえに「ラジオ特別措置令」による密告は横行したとも言える。

彼はクレフェルド・ゲシュタポの事件ファイルを分析しているが、その中の32件がBBCに関するものであった。32件のうち強制収容所に送られたケースは1件もなく、最終的には無罪となった。1939年11月17日、地方のナチ党員で35歳のグレゴール・Kは警察に行き、義理の兄アーヌルフ・Vを密告した。アーヌルフは50歳の工場労働者で、ヒトラーを侮辱し、定期的に外国ラジオ放送を傍受していると訴えられた。密告の数時間前、家庭内でいざこざが起こっており、グレゴールは報復のために密告した。ゲシュタポの調べにより、アーヌルフはワイマル共和国時代、社会民主党の地方指導者であったことが明らかになった。アーヌルフは3週間投獄された後、2ヶ月後にケルンの特別法廷で裁判が行われた。アーヌルフは起訴されたが、グレゴールが空軍に入隊したため、不起訴となり、無傷で解放された⁶⁰。

密告環境の兆候は実業界でも現れたし、ドイツ軍内部でも現れた。実業界では、ドイツ銀行内部で密告がはじまり、人種主義とも政治とも「明白な敵」とも無関係で、密告を道具として利己的に利用するものだった⁶¹。

利己的な密告の例として男女問題がある。ヘルガ・シューベルトは男性の気を引きたくて、また復

讐するために虚偽の密告を行い、そこからゲシュタポスパイになった女性について述べた。この際に女性が用いたのも外国放送傍受であった。

復讐対象の男性はラジオを所持していなかった。だが、証言者は密告者の女性のみであったため、彼はゲシュタポに拘束され何ヶ月もの間取り調べを受けた。女性はその当時、敵国放送傍受が死刑に当たることを知りつつ、密告したとされている⁶²。

密告者に「社会的類型」はあったのか。密告者はたいてい密告された人びとと同じ社会環境の出身だといってよい。多くの人びとは下層社会の出身である。警察は「よりよい」階層についての密告である場合には慎重に行動した。ジョンソンが指摘しているように、概して男性の方が密告者数は多かった。ギゼラ・ディーヴァルト＝カークマンの研究では、ナチ党に密告状を書いた人びとの八割が男性だった。ジェラテリーが分析した「ラジオ禁止措置」の標本では、男女均等に分かれていたが、それでも男性が女性を上回っていた⁶³。

ジェラテリーの調査結果によると、すべてのゲシュタポ事件のうち、4分の3はドイツ人同士の密告で始まっているという。全体で73%が住民の報告に基づいている。その他の10%は、情報源が不明となっているが、多くは住民の密告によるものであったと指摘している。規模はノイシュタットが最大で、この地方は他の地方よりも1933年のナチ党支持率が高かった。ノイシュタットでは密告が77%を占める。ヴェルツブルクでは73%、デュッセルドルフでは68%であった。さらに、ゲルハルト・パウルの研究を用い、キール特別法廷にゲシュタポが送った事件についても論じている。それによると、外国放送を聞いたとして告発された121件のうち、81%が密告、他3%が匿名の投書による。ゲシュタポ自ら摘発したのはわずか5件であり、拘束していた男女から聞き出している。ジェラテリーの研究においても、226件中6件を摘発したに過ぎず、他の統制機関からも援助を得ていないことが明らかとなっている。

人種主義関連よりも、無関係な面で密告の比率が高い理由について、ジェラテリーは6点挙げている。

- 1、機会の有無の問題。強制移住や収容によって、目にする機会に乏しかった。
- 2、ユダヤ人問題の場合には警察の直接関与がより重要。
- 3、時期の問題。ユダヤ人の強制移住に伴い、密告制度も過激化した。
- 4、潜在的弱み。ほとんどが外国放送を聞いていたから告発される恐れがあった。
- 5、ポーランド人労働者の場合も公的な監視機関の関与がより重要。
- 6、人種の「敵」に対する厳罰化、特に死刑の頻繁な執行。それが広範に知られるにつれ、「人びとに密告を尻ごみさせる」効果が現れた⁶⁴。

故に、全能のゲシュタポといわれていたゲシュタポは、とくに戦時においては根拠のない言い分や疑いを逐一報告する一般市民によって支えられていたと彼は結論づける。

情報源	事件数 (デュッセルドルフ)	事件数 (ヴュルツブルク)	事件数 (ノイシュタット)	事件数 (合計)	%
1. 住民からの密告	55	45	64	164	73
2. 他の統制組織の情報	2	-	6	8	4
3. ゲシュタポと/またはスパイの 情報	4	-	2	6	3
4. 地方または国家当局の観察	-	-	-	0	0
5. 尋問聴取	2	4	1	7	3
6. 企業の情報(ノイシュタットの み)	-	-	1	1	0
7. ナチ党、ナチ組織、ナチ党員の 情報	6	3	8	17	7
8. 情報源不明	12	10	1	23	10
総合計				226	100

出典：『ヒトラーを支持したドイツ国民』227頁。

(2)敗北主義者

「敗北主義者」の告発は致命的であった。ドイツの最終的勝利^{エントズィーク}に対する懐疑について、元の職場の同僚に書き送ったウィーンの男は密告され、裁かれ処刑された。戦争が終わる頃には告発という行為は条件反射のようになってしまっていた⁶⁵とグルンベルガーは述べている。

親衛隊の研究を行ったグイド・クノップはドイツ軍帰休兵による密告を紹介している。1942年2月、ヴィースバーデン・ゲシュタポで。

私には理解できません。ドイツ軍の兵士が忠実に義務を果たしている一方で、こうした扇動者が前線でドイツ軍兵士を裏切っているなどと。私はかなり以前からFを知っていて、Fに敵意を抱いているわけではないのです。…けれどもFがこの種の言動を公の場で続けることには我慢できません。だからこそ今日は自発的に告発に参りました。

(1942年3月7日の最終報告)

時局に鑑みて、Fの発言は…わが軍の戦闘意欲と故郷の信頼を損なうものに相当する。証人の供述により、Fが第三帝国の敵であり、民族共同体に属さないことは明白である。よって見せしめの厳罰に処するのが適切と思われる⁶⁶。

とされている。

この例では動機は政治的動機、ジェラテリーの言葉を借りれば感情発作的動機に分類されるであろうが、なぜ、この時期だったのかという疑問は残る。

グルンベルガーによると、告発の犠牲者にとっては相手方を非難できる可能性は、苦境から脱出で

きる微かなチャンスであった。戦闘に疲れて東部戦線から休暇で帰国した兵士が家庭でヒトラーを殺人者と呼び、叔父はゲシュタポに通報した。この兵士の微かな生き残りのチャンスは、党員で十代の息子を持つ叔父の社会的信用を転覆させることであった。その息子は徴兵年齢間近であったが、息子はできれば武装親衛隊よりも国防軍に入隊させたいと隣人に日頃から話していた。党員がその息子を党自体の軍隊組織に入れたがらないということは彼の忠誠心に疑問があるので密告を信用するには足らないと示唆し、そうしたえり好みの表現がこのケースに関連ありとして巧妙な防御を行ったという。

このように家族の一員が同じ家族同士を告発する状況は極端な例ではなかった。だがその場合、告発の犠牲者との連帯感はほぼなく、密告者が村八分にあうことは減多になかった⁶⁷。

ジョンソンは、戦後ユダヤ人とドイツ人を対象にインタビューを行った。証言者の1人は父親の同僚が実の息子に密告された時のことを語っている。

「私の父にはある同僚がいました。同僚の息子はSAに所属していて、わが闘争を買ったので、父親である同僚は反対しました。彼らは互いの仕事のことで喧嘩になり、息子は当局に父親を密告しました。父親はすぐに拳銃で自殺しました。つまり息子がそうさせたのです。」⁶⁸

グルンベルガーによれば、戦時中の密告のカテゴリーのなかで大多数を占めたのは物資の配給規則違反に関するものであった⁶⁹。相互不信が密告の原因だとグルンベルガーは見ている。

シューベルトも、体制に反対したとみなされた人に対する密告について述べる。

1943年8月10日、ドイツ人男性がローカル線に乗っていた。男は周囲の乗客と世間話を始め、その際に体制や情勢を悪くいい、スターリンを賞讃したという。男は傷痍軍人で、年金生活をしていた。同席した人は誰も彼を密告しなかったが、乗客の1人が、隣人のナチ婦人部班長の婦人に話をし、告発が行われた。傷痍軍人は密告から2週間後、保護拘束となった。その日は彼の誕生日で、酔っぱらっていたようだったという証言があとから行われた⁷⁰。

クノップは「誰が、どんな理由で、いつ、どうやって逮捕されたかという情報は、風によってまたたく間に広がった」と述べ、それがまた、「ゲシュタポは全能であるという伝説、たった一言の悪意ある言葉で警察に売り渡されるかもしれない」⁷¹という伝説を助長したと分析する。

また、ゲシュタポは伝説のようにふるまったと、マンペルはいう。彼によればゲシュタポは、警察国家を動かすために恐怖支配を芝居がかった方式でやるテクニックを学んだ。疑いを持たせておくというのもその方式の一環であった⁷²。

IV. 統制と密告の関連性

1930年代の強制と監禁は、目的意識を持って行われた。法治国家制度の代わりに「警察司法」と特別法廷が設置された。ここでは、法手続きに恣意的判断がかわった。これは一種のテロであり、その

目的は彼らにとって脅威として認識される敵を排除することにあった。「社会的異分子」の定義は住民の支持を獲得するために、拡大解釈を重ねた。

戦時期の人種主義は、ポーランドなどの東欧地域で猛威を振るった。1941年9月ユダヤ人は迫害され、東欧の絶滅収容所に送り込まれた。その他の外国人労働者は奴隷労働を強制されるようになった。多くのドイツ人はナチスの人種主義を社会的に受容するようになり、これを嫌悪する兆候はみられなかった⁷³。末端のナチ党役員はこうした人種主義的イデオロギーにたいする必要性を評価する受け皿となった⁷⁴。

ポイカートによれば、「ナチ体制の同調者にしても、それに距離を置く者にしても、いずれにしても日常生活のアトム化や、社会関係の解体、認識様式の孤立化、視野の狭隘化、それらにともなう社会的行為能力の喪失にさらされた」という⁷⁵。

20年代ドイツで最も有力なユダヤ人経営者で、銀行家のマクス・ヴァールブルクは「私と出かけたがり、私に挨拶しただけでも、友人たちは『警告』を受けた。」と書いている。

バヨールはこうした状況を生み出したドイツ国民の心理について、「よからぬ結果を招くという漠然とした可能性があるだけで普通は十分であった」と述べている。だが、彼は同時に、監視が行き渡らず、密告の危険がより少なかった都市においては、ユダヤ人商店での買い物は、生活の利益を求めて行われていたとも述べている⁷⁶。

1. 密告者のメリット

(1)社会的地位

密告者が密告された者の地位を「継承する」傾向があった⁷⁷。ユダヤ人からの大幅な公民権剥奪により、多くの公的機関の職員が権力を振るいたいという欲求を抑制せずほとんど無制限ともいえる権限を持って実現できる仕組みが出来上がった。バヨールによると迫害関与者の多くは従来の環境が逆転したことを存分に味わい、自己の権力的地位を恣意的に演出した⁷⁸。

(2)経済的利益（物質的、財産）

密告は社会階層を問わず生活保護の受給者から作家や学者や将校などのエリート集団に至るまであらゆる社会で行われた。グルンベルガーは、ハイデルベルク大学の副学長が疑わしい同僚の氏名をゲシュタポに通報したり、将校たちが1944年7月20日のヒトラー暗殺事件でシュタウフェンベルクに同情する戦友を密告したりしたと指摘している。

過去におけるユダヤ人との関係に言及して競争相手に罪を着せる行為は、しばしば物質的対価を得るという動機付けによるものであった⁷⁹。

密告はまた、社会的に低い階層において儲かる商売となり得た。犯罪を犯し経済的利益を得る者も

いたが、より多かったのはユダヤ人財産の競売を目当てにしたものである。これはエスカレートして、当局によって競売にかけられる前に密告者が密告されたユダヤ人本人に対し、財産譲渡を求めるケースもあった。

さらに、競売の問題は購入者が地方の名望家や党の実力者に限られていたために、地域で不満が噴出したと村瀬は述べている⁸⁰。

ジェラテリーはハンブルクの競売について述べている。ハンブルクでは1941年のはじめから終戦まで、毎日競売が行われた。競売の品はユダヤ人の没収不動産やハンブルク市内のユダヤ人から盗まれたもの、欧州各地から送られたものなどがあったという。少なくとも10万人の市民が落札し、それ以上の人びとが実際に目にしたり新聞を読んだりして競売の様子を知っていたとジェラテリーは述べている⁸¹。

(3)報償金

多くの密告が寄せられ、「共同体異分子」の排除が進んだ。ジェラテリーによれば、1933年以降のある時期には、ヒトラーの元には日に1000件という手紙が寄せられ、その内容は嘆願や告発であったという⁸²。修士論文では述べたが、膨大な密告のなかで立件できたのはわずか20%だったという。虚偽の密告も多く、密告が寄せられる度に立件しようとしたゲシュタポは、虚偽の密告と正しい情報の区別がつかなかった。膨大な密告に困り果てた政府は、より確実な密告を得るために正しい情報を提供した者への報償金制度を導入した⁸³。

100マルクの報償金は労働者の1ヶ月分の給料に相当したが、報償金が出たのは例外的であった。報償金のために市民が密告に走ったと考えるのは早計である。

3. 密告と人種主義イデオロギーの関係性

表11に見られる通り、被害者の立場から見ても密告の影響は大きかった。

これまで述べた通り、反ユダヤ主義やその他の人種主義が、市民にナチ政権への協力を促したという通説は、実際には人種問題に無関係な「犯罪」面での密告が、ユダヤ人とポーランド人を的にした人種政策の実施ではじまったものより高いという事実で覆される⁸⁴。

以上の点は、終戦近くなった頃の国民の士気に関する秘密報告によって裏付けられる。

「全体主義的施策に伴う鼻持ちならない様相は各種当局への匿名の書状の増加であり、中には憎悪や羨望といった低次元の動機から特別な手段に頼って仲間の名譽を毀損しようとする者もいる。」⁸⁵

戦争がもたらした情緒的緊張は邪推のムードを昂進させ、告発件数を激増させた。

男性が徴兵により不在となり、敗戦が濃厚となった頃は女性の密告が増加したが、全体としてはジョンソンの研究に見られる通り、密告者の割合は圧倒的に男性の方が多かった。ジョンソンはクレフ

エルドのゲシュタポ事件ファイルと、ケルンの特別法廷の調書を分析し、表に表しているが⁸⁶、表によれば、ゲシュタポファイルにおいては全時期を通じて8割を男性の密告が占め、特別法廷においても7割を男性の密告が占めている。特別法廷においては、戦時は女性の密告も44%と男性に接近しているがそれでも女性の方が多いたとは言えない。興味深いのは職業別に見たとき主婦の密告が20%を占めているという点である。

ルッケンビールの研究は密告の受け入れ組織について論じている。その調査結果(表12)によれば、ゲシュタポなどのナチス防衛機関は64%を占め、党組織は21%、通常警察、州や郡の組織は18%、ナチス労働戦線や会社は9%、税関や国防軍、その他の官庁は4%、不明が5%であった⁸⁷。党指導者が密告の受け皿となっている例はシューベルトのドキュメントにも見られた。末端の党員が住民の政治的評価を下していたとするポイカートの主張にみられるように、党組織が住民にどの程度密着して馴染みがあったのかは密告の質を考える上で重要と考えられる。この点は今後の課題としたい。

さらに、ジョンソンのユダヤ人、ドイツ人の証言を集めた研究では、半数近くのドイツ人が第三帝国を受け入れ、ヒトラーを崇拜し、ナチの理想をも共有していたという結果が出ている。第三帝国に対し、否定的な感情を持っていたのは40%であった。だが、この調査は戦後行われているため、保身などの関係から、実際には40%を下回ることが予想される。この結果を見て、ジョンソンは第三帝国では国民の支持が明確にあったと結論づけている⁸⁸。実際、ジョンソンが表15で示しているように、密告者たちは隣人、知人、同僚などを当局に売り渡した。

だが、ジョンソンは、密告がホロコーストに与えた影響については、過大評価することはできないと述べている。ユダヤ人迫害に関しては、表5にもあるように、ゲシュタポの関与が大きかったと考えた。彼は密告によって人種主義政策が支持されたとしながらも、密告がユダヤ人大量虐殺を起こしたとまでする見解には異を唱えている⁸⁹。筆者もこの見解に同調する。いかに市民が密告に励もうとも密告制度を確立したのは第三帝国政府であり、警察組織である。市民と政権の間に相互依存関係が成立していたと仮定しても、密告が虐殺を引き起こしたとする見解は、市民の責任に重心を置きすぎていると考える。

さらに彼はゲシュタポのスパイについても言及している。スパイの85%は男性であり、10%は20歳以下、6%が50歳以上で、中間は30歳以上であり、ほとんどが中間層の20-50歳の男性であったと述べている。そのうちナチ党員だったのは34%で、38%がSAかSSに所属していた。16%がナチ機関に所属していない人びとであった⁹⁰。この結果は、ナチ党による住民への関与が存在したことを示していると言えるのではないかと。

本稿において検討してきた、密告による体制支持というジェラテリーの提起したテーゼはおおむね妥当といえるかもしれない。ジョンソンをはじめとする他の研究においても、密告者たちは自己の利益のために密告を行った。匿名の密告は多かったが、それでも密告者が特定できた事例もあったし、もともと密告者が顔を隠さないことも多かった。しかし、密告研究の標本は、たいてい数百の事件で

ある。研究当初、筆者が想像していたよりも多くの密告が存在したが、それでも密告者は限られている。住民全部が密告を行ったわけではなく、密告者よりも密告の恐怖におびえて暮らした人の方が多かった。そうした人びとの心境に着目することは、体制の解明のために必要なのではないだろうか。

	ORDINARY GERMANS		JEWS		KPD/SPD		RELIGIOUS SECTS	
	1933-1939	1940-1945	1933-1939	1940-1945	1933-1939	1940-1945	1933-1939	1940-1946
	Civilian denunciations	41%	47%	41%	29%	5%	13%	4%
Gestapo/police	24	12	21	39	58	63	96	-
Nazi Party and other Nazi organizations	9	24	8	15	1	-	-	-
Anonymous accusations	2	-	3	7	-	-	-	-
unknown	24	17	27	10	36	24	-	-
NUMBER OF CASES	131	58	63	41	79	8	25	-

出典：Johnson, op.cit. Nazi Terror, p.366. All figures, except those pertaining to Krefeld Jews, are based on a random sample of every Krefeld Gestapo case file. The Jewish cases are based on a complete sample of every existing Krefeld Gestapo case files that involved a Jewish person who was investigated for alleged illegal behavior.

表6 Erstadressaten von Anzeigen aus der Bevölkerung

Anzeigeaufnehmende Institution (in Düsseldorf)	N	%
Gestapo, SD, SS, Abwehr	64	43
Polizei, Landrat, Bürgermeister	31	21
DAF, Firmen	27	18
Zoll, Wehrmacht, Sonstige Behörden	14	9
Keine Angabe	6	4
Summe	150	100

出典：JanRuckenbiel: 'Soziale Kontrolle im NS-Regime--Protest, Denunziation und Verfolgung Zur Praxis alltäglicher Unterdrückung im Wechselspiel von Bevölkerung und Gestapo.' Köln 2003, S.103.

V. おわりに

1、問題意識・分析方法

本稿では、ドイツ人の日常生活史に依拠し、密告を研究対象とした。

第三帝国を題材とした映画で、ユダヤ人の家にゲシュタポが訪れ、密告を理由にユダヤ人が連行されるシーンは多い。しかし、ロバート・ジェラテリーの研究に触れるまで、第三帝国において密告がいかに関与していたかといったことを考えることはなかった。以前から、第三帝国で普通の人びとは何を考え、どのように暮らしていたのかという問題に関心があった。当時のドイツ人の思想、行動を考察することで、今後抑圧的で差別的な社会に直面した場合、いかに対処すべきかという教訓になるのではないかと考えた。

日常生活史の研究業績は、市民に反ユダヤ主義が浸透していなかったことを明らかにしている。通常考えられているより多くの自由を手にしていただいたドイツ国民はなぜ体制に抵抗しなかったのか。またどのように殺戮に関与していたのか。

ジェラテリーによる密告研究はより広く市民を対象とした。彼は、フリッツ・スターンの誘惑という説を基に、「意外にも、この人びとは統制されなかったし、騙されなかったし、強制されなかったのだ。」と述べ、ドイツ国民は積極的に体制を支持したと主張した。だが、スターンは意見表明の禁止、郵便物の検閲、家宅捜索、密告の恐れによる会話の不自由を挙げ、「多くのドイツ人には心の動揺があった」と述べている⁹¹。彼によれば支持したのは国民の3分の1である。多くの人々は流れに身を任せた。

本稿では密告は体制に強要されたのか、市民が自主的に行ったのかを考察した。

2、結論

本論文の論点は以下の5つに集約される。

第一に植民地主義とホロコーストの類似性ならびに共通性である。ツィンメラーの論を元に論じたように、植民地主義とホロコーストには空間と人種という概念を用いているという類似性が見られること、またアーレントの理論を用いたように、人種主義は植民地主義を正当化するために用いられてきたことの二点から、ホロコーストを植民地主義の一部としてとらえ、ジェノサイドに植民地主義を包括した上で、近代化が生み出した諸問題の1つとしてジェノサイドの問題を普遍的に考えるべきだと考える。

第二に、市民を社会的弾圧に動員するためにポピュリズムの常套手段として用いられるいくつかの

テクニックが使われたという点である。つまり当時のドイツ国民の大半にとって敵とみなされた共産主義者を当初弾圧し、弾圧にある程度の社会的合意を得てから、ユダヤ人弾圧を開始するような方法がとられた。また共産主義者や社会民主党員などの左派は、反体制となりうる点からも危険視され、最初に強制収容所に収容されたのは、修士論文では述べたがこれらの人びとである。ここで用いられた手法が、ユダヤ人、「ジプシー」などにも適用された。さらにユダヤ人に対しては、法律その他により徐々に社会から隔離する方策がとられ、大量殺戮が行われるようになった1941年頃には「ふつうのドイツ人」は街中でユダヤ人を目にすることはなくなっていた。また政権は迫害対象の人種を徐々に隔離することにより、第三帝国の「人種」政策に市民を順応させた。

第三に、第三帝国の弾圧体制は密告によって市民が直接関わったという特徴が挙げられる。ここでは人種主義的動因によるものではなく、個々人の利害による密告が横行した。その証拠としてジェラテリーが述べたように、ラジオ放送傍受や誹謗罪といった人種主義とは無関係なドイツ国民同士の密告が横行したことが挙げられる。また、ジョンソンの調査結果の通り、密告の動機を統計化すると、隣人との諍いを原因とするものが首位を占める。ユダヤ人への憎しみよりも、市民の義務あるいは権利として密告が行われた。

第四に、修士論文では述べたが、ブラウニングの主張により、弾圧には心理学的、社会学的要因が関わっていることが明らかになった。ユダヤ人の特異な問題として長年研究されてきたホロコーストの問題が、人類全体の課題として普遍化できる可能性をもっている。異分子の排除に関与した市民の関心は政治的イデオロギーに限らず、社会的動因が中心である。また体制は市民が動員しようとする時に、イデオロギックな内容よりも、社会的圧力がより有効な手段となることも示している。市民と政府の関係は相互に作用しあっていた。

最後に、警察組織と密告の関係である。万能のゲシュタポ神話は崩壊し、特に都市部においてはゲシュタポ局員の人数は明らかに不足していた。密告の恐怖も農村部に比べると都市部は少なかった。本稿では警察組織と密告について論じたが、論文執筆中に受入機関は警察のみならず、ナチ党組織の役割も大きかったことが判明した。たとえば、本文で示した通り、密告者は密告を行う前に、党の地区指導者などに相談し、それからゲシュタポへ赴いたといった事例がある。こうした事例については今後の課題と考えている。

以上の論点を踏まえ、本論文の問題意識である密告は統制されて行われたのか、それとも自主的に行われたのかという点について考察すると、自主的に行われたというジェラテリーの主張を支持する結果となった。警察機関という面から考察すると、密告の多くは人種主義的なものではなく、個人の利害を追求するものであったし、警察機関による統制は矢野久などの研究に基づく限りでは不十分であった。だが、上述の通り統制には党の関与も不可欠の要素である。警察が消極的に動いていたとすれば、ナチ党機関は積極的に動いていたといえるかもしれない。福祉、労働、教育、医療などの面にわたり、ナチ組織は設立されたことを考慮すると、より市民に密着していたのはナチ機関であったか

もしれない。

だが、こうしたことは推測の範囲を出ない。ナチ機関の密告への関与についてはルッケンビールの研究を一部紹介したにすぎないからである。

市民たちは密告制度を個人的利害の実現に利用した。体制はそれを上手く操縦した。民主主義体制下のように、自由な発言は許されなかったものの、市民は通常想像されているほど、統制されていたわけではなく、ユダヤ人とは付き合わないが、ユダヤ人商店での買い物は行うなど、合理的な判断が行われていた。同じように個人主義が進み、合理的な判断によって密告は行われた。パヨールが指摘するように、密告されるかもしれないという恐怖という心理的な要因だけでも、孤立化の進展には十分であった。そこにはまた、囚人のジレンマのような、密告される前に自ら密告するといった姿勢もあった。

こうした制度利用が、結果的に体制を支持し、弾圧に間接的に参加する要因となった。

第三帝国の弾圧への市民参加から歴史的教訓を得るならば、参加者の意図とは関係なく、体制の提示する制度を利用することによって、体制を支持する結果となるということではないか。第三帝国の場合、そこに存在したのは人種主義を含めた他者弾圧であり、密告という誰もが参加可能な制度であった。密告にいそしむ人びとがいた一方で、ユダヤ人をはじめとする弾圧対象集団を匿おうと努力した人びともいる。狂気の時代といわれた第三帝国においても、そこに存在したのは多種多様な人間であった。人種の規定を無視したドイツ人女性もいた。その反面、総統を崇拜し、同胞を処刑に導いた人間もいた。こうした違いはどこから生まれるのだろうか。

3、今後の課題

密告に関する詳細な証言、研究を扱いきれなかった点は今後の課題である。

大量殺戮に関するユダヤ人問題を取り上げた研究は多いが、他人種・他グループを扱った研究は未だ少数である。この問題の研究を更に進めることが必要と考える。ジブシーに対する密告、ラインラントの混血児など、少数民族に対する密告研究は見当たらない。ユダヤ人と他の人種に対する研究業績の積み上げには大きな落差があるため、今後この溝を埋める努力が必要だろう。

ポーランド人に対する絶滅計画の存在が証明するように、第三帝国下の人種政策は、決してユダヤ人のみ適用されたものではない。差別構造を軸に人種政策を総合的に考える必要があるだろう。アーリア人の人種改良という究極の目的に着目することが、更なる第三帝国理解に役立つのではないか。

さらに、第三帝国における警察組織の研究は、近年問題視されている管理社会の問題にも関連すると矢野久は述べている。密告制度は住民同士が互いに監視することによって成立した。密告制度が用いられたのは第三帝国のみではないが、主に旧共産主義国を中心とする密告社会との比較検討や、現代の警察と比較することは、第三帝国を研究する現代的な意義を見いだせるのではないかと考える。

密告者の動機とともに、密告におびえて暮らした人びとの研究は政権と人びとの日常の関連を考える上で有益と考えられる。

註

¹ 1933年 から 1945年 までのヒトラー政権下のドイツを指す。ヒトラーによれば、第一帝国は旧ローマ帝国、第二帝国は 18 世紀の帝政ドイツ時代を示した。そして自らの治世を第三帝国と呼び、1000 年持続することを構想していた。1000 年持続させようとした点は第三帝国の弾圧を考える上で考慮すべき点である。ヒトラーが絶滅を意図し実行に移すことができたのは主にユダヤ人であるが、ポーランド人、ロマ人なども弾圧された。さらに、ヒトラーが目指したのはユダヤ人の絶滅を含むアーリア人の人種改良であるという点は、この視点に立つとより明快になると考える。

² ジェレミー・ノークスは「共同体異分子」(Gemeinschaftsfremde)を 3つのタイプに分類する。第一にイデオロギー上の敵であって、民族の士気を害する恐れのある信念や価値観を宣伝、あるいは信ずる者である。第二は「反社会分子」であって、社会的能力を欠く者と、その行動が「民族共同体」の社会的基準に反する者が含まれる。第三は「生物学的異分子」である。その人種、あるいは彼らの遺伝的欠陥の故をもって脅威と見なされた。これは 2つに分けられる。非アーリア人と遺伝的欠陥が危険、または社会的有能性を損なうという人種衛生学上の理由によって排除されるものである。通常ホロコーストという場合、第三帝国におけるユダヤ人大量虐殺のみをさすことが多いが、本稿においては特に定義しない限り第三帝国下の弾圧対象集団全てを含むこととする。

³ 副島美由紀「ドイツの植民地ジェノサイドとホロコーストの比較論争—ナミビアにおける『ヘレロ・ナマの蜂起』を巡って」『小樽商科大学人文研究』(第 119 号) 小樽商科大学、2010 年 3 月、90 頁。

⁴ Robert Gellately, *Backing Hitler—Consent & Coercion in Nazi Germany*. Oxford, 2001, pp.258-264. (ロバート・ジェラテリー『ヒトラーを支持したドイツ国民』みすず書房、2008 年、307-316 頁参照。)

⁵ 山本秀行「訳者解説」ゲートレフ・ポイカート(木村靖二・山本秀行訳)『ナチス・ドイツ—ある近代の社会史 ナチ支配下の「ふつうの人びと」の日常』三元社、1991 年、429-430 頁。

⁶ 石田勇治「ジェノサイド研究の課題と射程」石田勇治・武内進一編『ジェノサイドと現代世界』勉誠出版、2011 年 3 月、7、9-10、15-16 頁。

⁷ Christopher R. Browning, *Ordinary Men—Reserve Police Battalion 101 and the Final solution in Poland*. HarperPerennial, New York 1992. pp. x vi. (クリストファー・ブラウニング『普通の人びと—ホロコーストと第 101 警察予備大隊』筑摩書房、1997 年、7-8 頁。)

⁸ 村瀬興雄「『ナチズムと大衆社会』をめぐる諸見解について」『ソシオロジカ』(第 12 巻・第 2 号) 創価大学社会学会、1988 年 3 月、22 頁。

⁹ 村瀬興雄「第三帝国における日常生活—労働者と青年の順応と反抗」『ソシオロジカ』(第 9 巻・第 2 号) 創価大学社会学会、1985 年 3 月、46 頁。

¹⁰ ジョージ・M・フレドリクソン(李孝徳訳)『人種主義の歴史』みすず書房、2009 年、5-8 頁。

¹¹ 石田勇治「ナチ・ジェノサイドを支えた科学」石田勇治・武内進一編『ジェノサイドと現代世界』勉誠出版、2011 年 3 月、105-106 頁。

¹² 前掲『人種主義の歴史』97-98 頁ならびにジークムント・バウマン(森田典正訳)『近代とホロコースト』大月書店、2006 年、127-137 頁。バウマンは「殺人装置が停止しなかったのは、単純に、それがルーチン化し、慣性の法則に則っていたからである。大量殺人の技術は、単にそれがあるからという理由で使われ続けた」(同上、137 頁)と述べ、また「官僚制度には大量殺戮的行為の実行を可能にする本質が備わっている。そうした行為への従事には、近代のもう 1 つの発明品との出会いが必要だった。つまり、人種的に均一で、階級のない社会などといった、よりよき、より合理的な社会秩序の大胆な設計図と、そうした設計図を描き上げる能力と、それを有効なものにする決意との出会いが必要だった。近代に一般的で豊富に存在するこれら 2 つの発明品が出会ったとき、大量殺戮は起こった。」(同上。)と結論している。

¹³ 油井大三郎『好戦の共和国アメリカ—戦争の記憶をたどる』岩波新書、2008 年、107-112 頁。

¹⁴ 竹沢尚一郎「人種／国民／帝国主義—19 世紀フランスにおける人種主義人類学の展開とその批判」『国立民族学博物館研究報告』(第 30 巻・第 1 号) 国立民族学博物館、2005 年、30 頁。

¹⁵ 同上、31 頁。さらに竹沢は同論文においてデュルケムの『社会分業論』『自殺論』を用いて、先のアーレントの議論を踏まえ、「自己」と「他者」の区別について、また人種主義を近代化の問題として論じている。

¹⁶ ユルゲン・ツィンメルラー(石田勇治訳)「ホロコーストと植民地主義」石田勇治・武内進一編『ジェノサイドと現代世界』勉誠出版、2011 年 3 月、73 頁。

¹⁷ 同上、78-79 頁。また栗原優はドイツ第二帝政時代にすでに後進帝国主義政策をとっていたと指摘する。第二帝政と第三帝国との連続性はまた別の問題だが、近年ジェノサイド研究においてヘレロ・ナマの虐殺との比較も行われるようになったことも含め、ナチズムやファシズムとして第三帝国を見る見方ではなく、植民地主義として見る

視点は重要だと考えられる。第二帝政と帝国主義については、栗原優『ナチズム体制の成立—ワイマル共和国の崩壊と経済界』ミネルヴァ書房、新装版 1997 年（初版 1981 年）、6 頁参照。

¹⁸ マイケル・ペーレンバウム（芝健介訳）『ホロコースト全史』創元社、1996 年、48 ページ。

¹⁹ 第一次大戦時にフランス軍が植民地としていたアフリカから兵を集め、アフリカ出身兵士を戦後ドイツに駐留させ残したことにより生まれた私生児たちである。ドイツ国内においてさまざまな問題が勃発した。これについては原田一美『「黒い汚辱」キャンペーン—「ナチズムと人種主義」考（2）」』『大阪産業大学人間環境論集』（第 6 号）大阪産業大学、2007 年 6 月、1-21 頁に前史と詳細が述べられている。

²⁰ M・バーリー/W・ヴィッパーマン（柴田敬二訳）『人種主義国家ドイツ—1933-45—』刀水書房、2001 年、36-38 頁。

²¹ 浦野起央『地政学と国際戦略—新しい安全保障の枠組みに向けて』三和書籍、2006 年、95 頁。

²² 矢野久、A. ファウスト編『ドイツ社会史』有斐閣、2001 年、107 頁。

²³ Gesetz zur Widerherstellung des Berufsbeamtentums, 7 Apr. 1933(RGBl, 1933, i175). Cf. Jane Caplan, *Government without Administration: State and Civil Society in Weimar and Nazi Germany*. Oxford, 1988, p.141.

²⁴ 同上。

²⁵ 前掲『ホロコースト全史』75-76 頁。

²⁶ ウィリアム・カー（柴田敬二訳）「ナチのユダヤ人政策」リチャード・ベッセル編（柴田敬二訳）『ナチ統治下の民衆』刀水書房、1990 年、124 頁。

²⁷ 栗原優『ナチズムとユダヤ人絶滅政策—ホロコーストの起源と実態』ミネルヴァ書房、1997 年、18 頁。

²⁸ ジェレミー・ノークス（柴田敬二訳）「第三帝国における社会的、生物的異分子」リチャード・ベッセル編（柴田敬二訳）『ナチ統治下の民衆』刀水書房、1990 年、148 頁。

²⁹ 前掲『人種主義国家ドイツ』97 頁。

³⁰ 同上、251 頁（原注 52 頁）注 22 参照。‘Runderlass des Reichsführers-SS und Chefs der Deutschen Polizei im Reichsministerium des Inneren vom 8. Dezember 1938, betr. “Bekämpfung der Zigeunerplage”’ Ministerialblatt des Reichs- und Preussischen Ministers des Inneren, 99, no. 51 (1938), 14 December 1938, S. 2105.

³¹ 前掲「第三帝国における社会的、生物的異分子」148-151 頁。迫害開始時や、被害者数については諸説あるが、1942 年から絶滅収容所に送られ、ドイツ占領下のロマ民族のうち 3 分の 2 が殺害されたとする説もある。

³² これにはノークスの以下のような註がついている。「皮肉なことに、彼らはインド起源であって、ドイツ人以上にアーリアであると正当に主張できたのだが…」

³³ 佐野誠「ナチス『安楽死』計画への道程—法史的・思想史の一考察」『浜松医科大学紀要（一般教育）』（第 12 号）浜松医科大学、1998 年 3 月、1-34 頁所収、26 頁。

³⁴ 前掲「第三帝国における社会的、生物的異分子」143-145 頁。

³⁵ 前掲『図表と地図で見るヒトラー政権下のドイツ』140-141 頁。

³⁶ グイド・クノップ（高木玲訳）『ヒトラーの親衛隊』原書房、2003 年、163 頁。

³⁷ 矢野久「ナチス・ドイツにおける住民の警察化—日独比較史の観点から」『三田学会雑誌』（第 102 巻・第 4 号）慶応義塾経済学会、2010 年 1 月、67-68 頁。

³⁸ 前掲『ナチス・ドイツ』70 頁。

³⁹ ゲルハルト・ヴィルケ（柴田敬二訳）「ナチ時代の農村生活」リチャード・ベッセル編『ナチ統治下の民衆』刀水書房、1990 年、64 頁。

⁴⁰ Gellately, *op.cit. Backing Hitler*, p.201.

⁴¹ *Ibid.* pp.256-257, 262.

⁴² Frank Bajohr 《Vom antijüdischen Konsens zum schlechten Gewissen. Die deutsche Gessellschaft und die Judenverfolgung 1933-1945.》 Frank Bajohr/ Dieter Pohl: *Der Holocaust als offenes Geheimnis—Die Deutschen, die NS-Führung und Alliierten*. C. H. Beck 2006, S.17.（フランク・バヨール、（中村浩平訳）「反ユダヤ的コンセンサスから良心のやましさに」フランク・バヨール/ディーター・ポール（中村浩平・中村仁訳）『ホロコーストを知らなかったという嘘—ドイツ市民はどこまで知っていたのか』現代書館、2011 年 4 月、26-27 頁。）

⁴³ Gellately, *op.cit. Backing Hitler*, p.262.

⁴⁴ *Ibid.* p.201.

⁴⁵ リヒアルト・グルンベルガー（池内光久訳）『第三帝国の社会史』彩流社、2000 年、136 頁。

⁴⁶ Gellately, *op.cit. Backing Hitler*, pp.29-30.（前掲『ヒトラーを支持したドイツ国民』35-37 頁。）

⁴⁷ Vgl. Frank Bajohr 《Vom antijüdischen Konsens zum schlechten Gewissen. Die deutsche Gessellschaft und die Judenverfolgung 1933-1945.》 S.27-28.

⁴⁸ 前掲『ヒトラー政権下の日常生活』152 頁。

⁴⁹ Vgl. Frank Bajohr 《Vom antijüdischen Konsens zum schlechten Gewissen. Die deutsche Gessellschaft und die Judenverfolgung 1933-1945.》 S.30.

⁵⁰ Gellately, *op.cit. Backing Hitler*, pp.154-155.

⁵¹ *Ibid.* p.154.この構想は後に改訂され、「人種的に好ましからざる」民族の 3000-4000 万人のジェノサイドを想定した。スラヴ人は奴隷として残され、「ゲルマン系労働者」（オランダ人、デンマーク人、ノルウェー人、フラマン人）は特別扱い、「人種的異民族」（フランス人、ワロン人、イタリア人、チェコ人、スロヴァキア人、ユーゴス

ラヴィア人)はポーランド人と同様に考えられた計画であった。こうしたことから、ナチスはユダヤ人のみを対象としたのではなく、あくまでドイツ人の純潔を求め、人種改良を意図したことが明らかである。

⁵² *Ibid.* p.170. またポーランド人女性はポーランド人男性から脅されると密告を利用した。それについては cf. *Ibid.* p.158. しかし、こうした密告は例外的である。

⁵³ Gellatery, *op.cit.* *Backing Hitler*, p.165.

⁵⁴ Gellatery, *op.cit.* *Backing Hitler*, pp.158-159, 165.

⁵⁵ *Ibid.* p.180.

⁵⁶ *Ibid.* pp.167-168.

⁵⁷ 金子マーティン編・訳『「ジブシー収容所」の記憶—ロマ民族とホロコースト』岩波書店、1998年、166頁。

⁵⁸ Gellatery, *op.cit.* *Backing Hitler*, pp.184-186.

⁵⁹ *Ibid.* p.197.

⁶⁰ Johnson, *op.cit.* *Nazi Terror*, pp.328-331.

⁶¹ Gellatery, *op.cit.* *Backing Hitler*, pp.201-202.

⁶² ヘルガ・シューベルト (小野聰子・重原真知子・島田洋子・手塚千史訳)『女ユダたち—ドイツナチ時代の密告10の実話』あむすく、1991年、82-95頁。

⁶³ Gellatery, *op.cit.* *Backing Hitler*, p.197.

⁶⁴ Gellatery, *op.cit.* *Backing Hitler*, pp.189-190.

⁶⁵ 前掲『第三帝国の社会史』143頁。

⁶⁶ グイド・クノッブ (高木玲訳)『ヒトラーの親衛隊』原書房、2003年、163頁。

⁶⁷ 前掲『第三帝国の社会史』138頁。

⁶⁸ Eric A. Johnson, *What We Knew: Terror, Mass Murder, and Everyday Life in Nazi Germany An Oral History*. Basic Books, 2006, pp.158-159.

⁶⁹ 前掲『第三帝国の社会史』143頁。

⁷⁰ 前掲『女ユダたち』72-79頁。

⁷¹ 前掲『ヒトラーの親衛隊』165頁。

⁷² ロジャー・マンベル (渡辺修訳)『ゲシュタポ—恐怖の秘密警察とナチ親衛隊』(第二次世界大戦ブックス 11) サンケイ新聞社出版局、1971年、12頁。

⁷³ Gellatery, *op.cit.* *Backing Hitler*, pp.260-261.

⁷⁴ 党組織が介在する忠誠心についての情報—貸与金の認定、昇進の決定、当局とのコンタクトなどに際し、末端党員は「政治的評価」を行った。その指標となったのは挨拶の仕方や不定期にしばしばおこなわれる募金への貢献度、またその額、子供の態度などであったとポイカートは述べ、またその結果として猜疑心が生まれ、個人主義が進んだと見ている。第三帝国と個人主義に関してはポイカートの他、公地宗弘「(共同体)の幻想と近代—ドイツ教養中産階級とナチズムにおける個人主義 (ドイツ・オーストリアにおける近代市民社会の変容)」『Telos』(第27号)金沢経済大学人間科学研究所、2000年、44-49頁参照。

⁷⁵ 前掲『ナチス・ドイツ』389-392頁。

⁷⁶ Vgl. Frank Bajohr 《Vom antijüdischen Konsens zum schlechten Gewissen. Die deutsche Gesellschaft und die Judenverfolgung 1933-1945.》S.28-29.

⁷⁷ 前掲『第三帝国の社会史』140頁。

⁷⁸ Vgl. Frank Bajohr 《Vom antijüdischen Konsens zum schlechten Gewissen. Die deutsche Gesellschaft und die Judenverfolgung 1933-1945.》S.33.

⁷⁹ 前掲『第三帝国の社会史』139頁。

⁸⁰ 前掲『ナチズムと大衆社会』183頁。

⁸¹ Gellatery, *op.cit.* *Backing Hitler*, p.130.

⁸² *Ibid.* p.200.

⁸³ 前掲『第三帝国の社会史』137頁。

⁸⁴ Gellatery, *op.cit.* *Backing Hitler*, p.188.

⁸⁵ 前掲『第三帝国の社会史』142-143頁。

⁸⁶ Johnson, *op.cit.* *Nazi Terror*, pp.371-372.

⁸⁷ Jan Ruckebiel: 'Soziale Kontrolle im NS-Regime--Protest, Denunziation und Verfolgung Zur Praxis alltäglicher Unterdrückung im Wechselspiel von Bevölkerung und Gestapo.' Köln 2003, S.103.

⁸⁸ Johnson, *op.cit.* *What We Knew*, p.329.

⁸⁹ Johnson, *op.cit.* *Nazi Terror*, pp.362-364.

⁹⁰ *Ibid.* p.297.

⁹¹ フリッツ・スターン (檜山雅人訳)『夢と幻惑—ドイツ史とナチズムのドラマ』未来社、1996年、221-223頁。